

京都市告示第686号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成30年3月30日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
横山邸	京都市上京区中立売通堀川西入役人町242番
金翠堂	京都市中京区六角通富小路西入大黒町79番

(都市計画局都市景観部景観政策課)